

## 引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費（令和６年度予算）

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、さらに令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。  
令和6年度湧別町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	120,828千円
（歳出）	社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費	875,504千円

### 【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

科目名		経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国道支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	383,187	280,417	1,918	29,871	70,981
	老人福祉費	10,530	0	2,072	2,505	5,953
	児童措置費	122,420	86,499	316	10,546	25,059
	母子福祉費	4,700	1,006	61	1,076	2,557
	小計	520,837	367,922	4,367	43,998	104,550
社会保険	社会福祉総務費	61,566	46,174	0	4,559	10,833
	介護事業費	198,370	8,129	0	56,347	133,894
	後期高齢者医療費	48,490	36,367	0	3,591	8,532
	小計	308,426	90,670	0	64,497	153,259
保健衛生	予防費	46,241	0	4,604	12,333	29,304
	小計	46,241	0	4,604	12,333	29,304
合計		875,504	458,592	8,971	120,828	287,113

※事務費及び人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)については除外しています。